



2022年12月26日

各位

会社名 株式会社富山第一銀行  
代表者名 取締役頭取 野村 充  
(コード番号7184 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 島倉 勇人  
総合企画部長  
(TEL. 076-424-1219)

### 職員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、下記のとおり、富山第一銀行職員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2023年3月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当行普通株式 127,950株（注）
(3) 処分価額	1株につき592円
(4) 処分総額	75,746,400円（注）
(5) 処分方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を割り当てます（当該割り当てた数が処分株式の数となります。）。 （富山第一銀行職員持株会 127,950株） なお、各対象職員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当行の職員802人に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当行の職員（以下「対象職員」といいます。）の数（最大802名）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

## 2. 処分の目的及び理由

当行は、本日開催の取締役会において、本持株会に加入する当行の職員のうち、対象職員に対し、対象職員の福利厚生増進策として、本持株会を通じた当行が発行又は処分する当行普通株式を譲渡制限付株式として取得する機会を創出することによって、対象職員の財産形成の一助とすることに加えて、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象職員に与えることで職員のオーナーシップ意識を高め、対象職員が当行の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

### 【本制度の概要等】

本制度においては、対象職員に対し、譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象職員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象職員から拠出された本特別奨励金を当行に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当行普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当行普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象職員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当行及び本持株会は、本制度による当行普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当行が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。また、対象職員に対する本特別奨励金の支給は、当行と本持株会との間において本割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象職員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）

（注）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

（注）本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、理事会開催日後、本持株会規約等に基づく本持株会会員への通知発信から2週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会会員数の3分の1未満の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象職員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当行普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当行と本持株会との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記1.の（注）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当行の職員802人の全員が持株会に加入し、本制度に同意した場合に見込まれる127,950株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2022年9月30日現在の発行済株式総数67,309,700株に対し0.19%（小数点以下第3位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2022年9月30日現在の総議決権個数637,825個に対し0.20%です。

本制度の導入は、当行の職員に当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するものであり、当行職員の勤労意欲高揚による当行グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、市場への影響は軽微であると判断しています。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること、及び申込期間に当行と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2023年3月30日から2026年2月26日まで

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象職員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象職員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。この場合、当行は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を伝達するものとする。

#### (3) 本持株会を退会した場合の取扱い

対象職員が、譲渡制限期間中に、定年、役員就任、その他の正当な事由により、本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合に限り、死亡による退会を含む。）した場合には、当行は、本持株会が対象職員の退会申請を受け付けた日（以下「退会申請受付日」という。）において対象職員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。対象職員が、譲渡制限期間中に、自己都合により、本持株会を退会した場合（退職により、会員資格を喪失した場合又は退会申請を行なった場合に限る。）には、退会申請受付日において対象職員が保有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数に、本処分期日を含む月から退会申請受付日を含む月までの月数を譲渡制限期間に係る月数（36）で除した数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、退会申請受付日をもって、譲渡制限を解除する。

#### (4) 当行による無償取得

当行は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。この場合、当行は、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとする。

#### (5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について通常持分と分別して登録し、管理する。

#### (6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要さない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象職員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式数の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

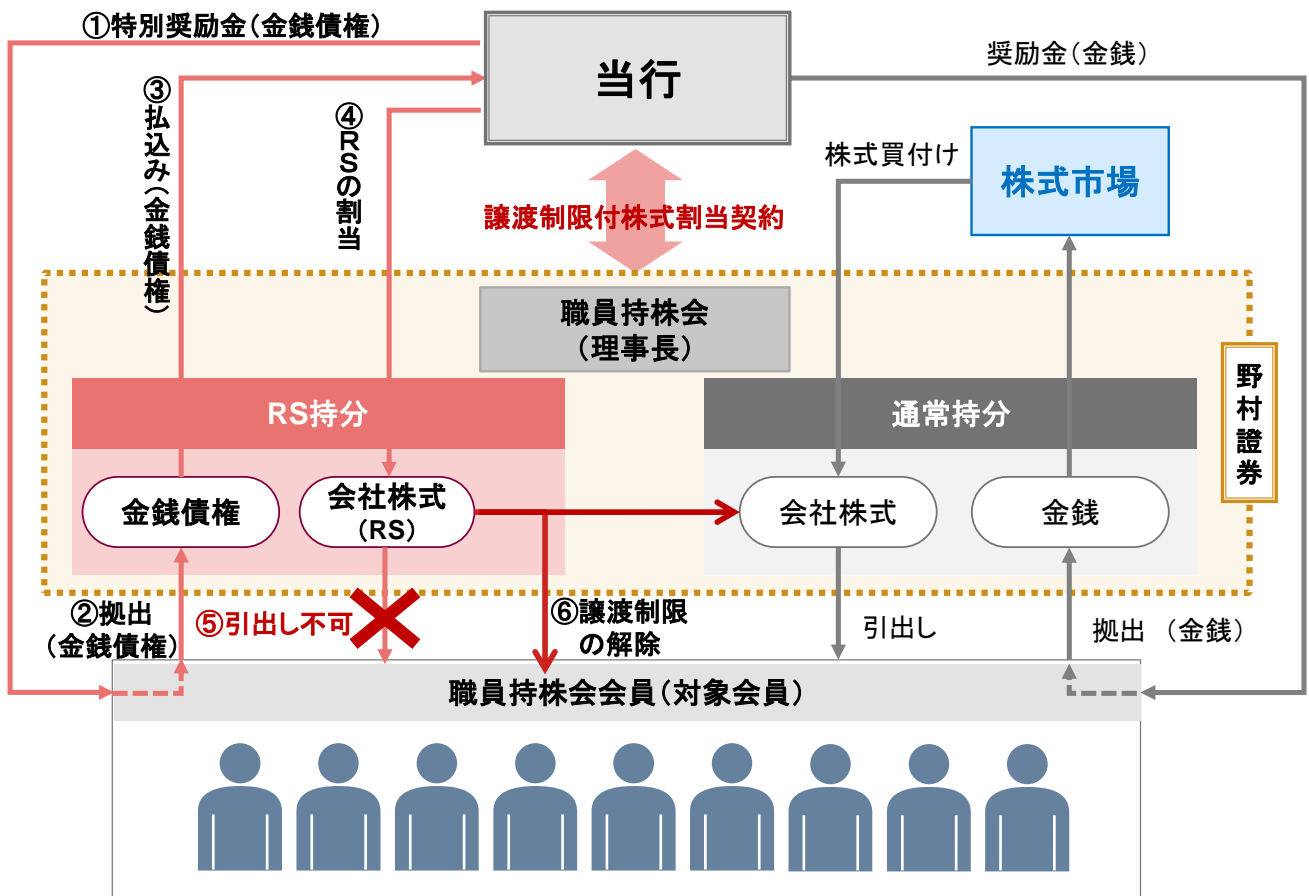
### 4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象職員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象職員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2022年12月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当行の普通株式の終値である592円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当行は、本制度に同意した対象職員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を付与します。
- ② 本制度に同意した対象職員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当行へ払い込みます。
- ④ 当行は、本持株会に対して本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、野村証券株式会社を通じて、本持株会のRS持分口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ RS持分は譲渡制限解除後に、本持株会規約等の定めに従い、通常持分又は対象職員名義の証券口座いずれかへの振替手続きが行われます。



本件に関するお問合せ先  
人事企画部 てらだ 寺田  
(TEL. 076-424-1217)

以上